



## 産業振興課 産業建設課 からの お知らせ

本庁 経済チーム TEL 0994-22-3034  
支所 経済チーム TEL 0994-25-2511

### ■ 新規就農者農業生産対策事業

錦江町では、新たな農業の担い手を育成確保し、地域農業の振興を図るために、新たに就農しようとする方が必要とする施設又は機械の経費の一部を補助します。

- 【対象者】** ・町内に住所を有し、かつ居住しており今後とも引き続き居住し、申請時において 45 歳未満の方。  
・就農して 3 年以内で、事業導入後 5 年間以上就農できる方。  
・町税等の滞納がない方。

**【対象事業】** 農業生産に必要な施設又は機械の購入など。  
ただし、倉庫・運搬用トラック・フォークリフト・ショベルローダ等の農業生産以外と共用できるものについては対象となりません。

**【補助率および補助限度額】**

必要経費の 1/2 以内で上限 200 万円とし、千円未満を切り捨てとします。  
なお、200 万円を限度額内とし、3 年以内 3 回までの分割申請をすることができます。

**【その他】** この事業は、審査会を得て決定されます。



## 企画課 からの お知らせ

本庁 未来形成チーム TEL 0994-22-3032

### ■ 大滝の茶屋の指定管理者を募集します。

大滝の茶屋の効率的、効果的な管理運営のため指定管理者を募集します。

**【募集期間】** 平成 24 年 4 月 12 日（木）から 5 月 2 日（水）まで

**【指定期間】** 平成 24 年 7 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで

詳細については、企画課未来形成チームへお問い合わせください。

### ■ 錦江町ふるさとおこし体験研修制度

町民が自主的又は主体的な体験研修等を実施する場合に対し、補助金を交付する制度です。補助対象となる研修は、次に掲げるものとし、研修先は、国内外を問いません。

- (1) 自ら策定した企画により実施するもの
- (2) 国、地方公共団体及び公共的団体が主催又は共催する研修事業等への参加

※補助金の受給対象者は、町内に居住する者で満 18 歳以上（高校生を除く。）で職種に関係なく健康で研修に意欲的なものとなっています。

※研修を希望する者は、ふるさとおこし体験研修申請書及び研修内容のわかる資料を添えて実施日の 2 か月前までに町長に申請するようになっていきます。

詳しくは、役場企画課未来形成チームまでお問い合わせください。



## 総務課 からの お知らせ

本庁 総務チーム TEL 0994-22-0511

平成 24 年 4 月 1 日から錦江町役場職員として採用された 2 名の方々です。



川前 亮（池野自治会）

#### 住民生活課 税務チーム

幼少の頃、地域の方に大変お世話になり、錦江町で働く事ができる事をうれしく思います。分からない事ばかりですが、1 日も早く仕事に慣れ、錦江町の為、地域の皆様のために一生懸命頑張りたいと思います。



壹岐 英星（鳥浜自治会）

#### 教育課 生涯学習チーム

職場の皆さんを始め、錦江町民の方々に最初にご迷惑ばかりおかけすると思いますが、1 日でも早く業務内容に慣れるよう、日々精進していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。